

(公印省略)
教総第1202号
教教第1861号
令和2年9月23日

各課長
各地方機関の長
各教育機関の長
各県立学校長

兵庫県教育長

夏季休暇の取得期間の特例について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応による業務量の増加を踏まえ、夏季休暇の取得期間にかかる特例措置の実施について、通知します。

改正内容については、職員に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

各教育事務所にあっては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 特例措置

夏季休暇の取得期間を、令和2年に限り、5月から10月の期間内とする。

2 対象者への周知について

各所属長にあっては、職員の計画的な休暇取得を推進するため、特に対象者に対して、周知徹底を図ってください。